

平成29年度 社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要

1 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期

平成29年6月から平成30年3月まで実施

(2) 一般指導監査

実地監査及び書面監査

区 分		実地監査	書面監査	合 計	文書指摘法人 ・施設・事業 所数	文書指摘 率 (%)	H28 (%)
法人 本部	一般法人	13	0	13	4	30.8	70.0
	保育所のみ法人	3	0	3	1	33.0	100
	社会福祉協議会・共同募金会 ・いのちの電話	5	0	5	3	60.0	100
	法人本部 合 計	21	0	21	8	38.1	75.0
社会 福祉 施設	保護施設	2	0	2	1	50.0	100
	養護老人ホーム	8	0	8	4	50.0	85.7
	障害児施設	7	0	7	1	14.2	42.9
	障害者支援施設	9	0	9	5	55.5	35.0
	保育所・保育所型認定こども 園・幼保連携型認定こども園	114	109	223	68	30.5	35.2
	児童養護施設等	9	1	10	6	60.0	50.0
	社会福祉施設 合 計	149	110	259	85	32.9	37.5
合 計		170	110	280	93	33.3	40.7

(3) 特別監査 実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」に定めるところにより地域福祉課と青少年家庭課、子ども・子育て支援課及び障がい福祉課が共同で実施。養護老人ホームについては高齢者福祉課が単独実施。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

平成29年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制ガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

①一般監査

- ・監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のための監査の実施や挙証資料による改善状況の確認を行った。

②その他

市が行う法人本部指導監査と県が行う施設等の指導監査の実施にあたっては、市の希望により同日又は別日を設定するなどして実施した。

(7) 平成29年度の主な指摘事項

①法人本部（文書指摘事項）

○組織運営関係

- ・評議員の選任が定款に定められた方法で行なわれていない。
- ・評議員の選任手続きにおける、候補者が欠格事由に該当しないこと、各評議員若しくは各役員と特殊関係にある者がいないことについての未確認。
- ・評議員及び役員の任命にあたっての、欠格事由に関する誓約書及び特殊関係人に関する書面の未徴求。
- ・評議員、役員からの就任承諾書未徴取。
- ・理事会の招集通知を省略する際の監事の同意漏れ。
- ・決議が必要な事項（社会福祉充実計画の変更承認、役員の報酬総額）の、評議員会未決議。
- ・多額の借財をした際の理事会の未決議。
- ・予算の変更が必要な場合（事業の休止）の理事会の未承認。
- ・報酬等の支給基準について、評議員会で未承認。
- ・法令に定める事項について、インターネットで未公表。

○会計関係

- ・国庫補助金等特別積立金明細書が未作成。

②保護施設

- ・施設保守管理契約上の委託内容が不明瞭
- ・資金の使途に係る事務処理が不十分

③養護老人ホーム

○身体的拘束の廃止について

- ・身体的拘束の廃止に関する指針、規定が整備されていない。

○事故防止対策について

- ・事故発生防止のための研修が実施されていない。

○衛生管理について

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が整備されていない。

④障害児施設

- ・身体拘束を行った場合の手続きが不十分

⑤障害者支援施設

○運営管理関係

- ・サービス提供の記録及び確認が不十分
- ・年2回の健康診断の実施が不十分
- ・運営規程の記載内容の変更等がなされていない
- ・苦情解決の取り組みが不十分

○給付費の算定及び取扱い関係

- ・介護給付費の算定及び取扱いが不相当

⑥保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園

○利用者処遇関係

- ・検便の実施が不十分
- ・児童の健康診断(入所時、定期)が未実施
- ・検食の実施・記録が不適切
- ・給食打ち合わせ会議の記録が不十分

○運営管理関係

- ・サービス提供の自己評価の取り組みが不十分
- ・経理事務処理が不適切
- ・児童の安全管理対策が不十分
- ・消火訓練の実施が不十分
- ・運営規程の記載内容が不十分
- ・就業規則の記載内容が不十分
- ・経理規程の記載内容が不十分

⑦児童養護施設等(口頭指摘含む)

○入所者処遇関係

- ・施設内の設備等、遊具の安全点検が不十分
- ・自立支援計画の不備
- ・感染症対応マニュアルの未整備

○運営管理関係

- ・運営(管理)規程の記載内容が不十分
- ・消火訓練の実施が不十分

- ・児童手当の事務処理が不適切

2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

平成29年6月から平成30年3月まで

(2) 指導

① 実地指導

区 分		実地指導・施設 事業所数	文書指摘施設・ 事業所数	文書指摘率%	H28 %
施設	介護老人福祉施設	23	19	78.9	78.9
	介護老人保健施設	10	7	70.0	85.7
	介護療養型医療施設	5	5	100.0	100.0
	施設合計	38	31	81.6	82.4
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	10	6	60.0	85.7
	短期入所生活介護	28	18	64.3	40.0
	短期入所療養介護	12	7	58.3	7.1
	通所介護	16	11	68.8	82.7
	居宅介護支援	34	21	61.8	80.6
	訪問介護	27	25	92.6	97.0
	訪問看護	8	6	75.0	77.0
	訪問入浴介護	2	1	50	0.0
	訪問リハビリテーション	0	0	0.0	100.0
	通所リハビリテーション	3	3	100.0	100.0
	福祉用具貸与	19	15	78.9	92.9
	福祉用具販売	19	12	63.2	92.9
	居宅サービス合計	178	125	70.2	76.0
合 計		216	156	72.2	77.0

② 集団指導

居宅サービスと施設サービスでそれぞれ実施。

居宅サービス：675事業所対象

施設サービス：208事業所対象

(3) 監査

- ・1事業所（(株)エーサポート：不正請求の疑い）に対して実施

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

① 実地指導

出雲地域、隠岐地域については高齢者福祉課が、石見地域については地域福祉課石見スタッフが実施。

② 集団指導

高齢者福祉課が実施。

③ 監査

高齢者福祉課が実施。

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

平成29年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

① 介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象福祉サービスの質の確保と向上

② 保険給付の適正化

③ 利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導・監査結果の概要

① 監査

- ・(株)エーサポート「訪問介護事業所ゆかり園」の指定を取消した。

② 実地指導

○ 居宅系サービス、介護保険施設共通

- ・平成19年度より実施している、事業者の育成・支援を目的とした実地指導の徹底を図った。
- ・各事業所において改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。

- ・また、期限までに改善できない事項については改善計画の提出を求め、事後指導により改善を徹底させ、改善後に挙証資料による改善状況の確認を行った。
 - ・さらに苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。
 - 介護保険施設
 - ・高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止、介護報酬の適正な請求等について、実地指導を実施した。
 - ・利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、施設全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。
 - ③集団指導
 - 平成30年度介護報酬改定の説明、適正な運営指導等を目的に集団指導を実施した。
- (7) 平成29年度の主な指摘事項
- ①介護保険施設
- 事故防止対策について
 - ・事故発生時の対応について、マニュアル等による定めがない。
 - ・事故発生防止のための委員会が開催されていない。
 - 衛生管理について
 - ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が整備されていない。
 - ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための委員会が開催されていない。
 - 身体拘束について
 - ・委員会の規程が整備されていない。
 - ・実施する場合の手続きを定めたマニュアルや実施時の検討記録が整備されていない。
 - ・身体的拘束の期間について、一律に定められていたり、周期の定めがない。
 - 介護給付費の算定について
 - ・加算の算定要件となっている計画や根拠資料となる記録が作成されていない。
- ②居宅系サービス
- 従業者の員数
 - ・所定の員数が配置されていない日がある。
 - 勤務体制の確保
 - ・他事業所と兼務している職員の勤務時間が明確にされていない。
 - 居宅サービス計画の策定状況
 - ・十分なアセスメント、定期的なモニタリングが実施されていない。
 - サービス提供の記録
 - ・提供したサービス内容等の記録が不十分である。
 - 居宅サービス等の質の評価
 - ・自ら提供する居宅サービス等についての質の評価が行われていない。
 - 秘密の保持
 - ・利用者家族の個人情報について、サービス担当者会議等における利用の同意が得られていない。
 - 介護給付費の算定
 - ・人員配置等の加算の要件を欠いているにも関わらず、算定されている。
 - 非常災害計画の策定
 - ・通所系サービスについて、風水害・地震等に関する計画が作成されていない。

3 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

平成29年6月から平成29年12月まで

(2) 指導

①実地指導

区分		実地指導施設 ・事業所数	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘率 %	H28 %
施設	障害児施設	7	1	14.2	42.9
	障害者支援施設	9	5	55.5	35.0
障害福祉サ	短期入所事業	19	7	36.8	36.0
	共同生活援助	20	13	65.0	53.3
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援	66	52	78.7	75.5
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、	20	15	75.0	85.7

ビ ス	同行援護				
	療養介護	2	1	50.0	0
	障害児通所支援事業	34	18	52.9	62.0
	障害福祉サービス合計	161	106	65.9	64.4
相談支援事業		3	1	33.3	100
合計		164	107	65.3	60.1

②集団指導

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所、障害児施設及び障害児通所支援事業所535か所を対象に実施。

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

①実地指導

地域福祉課と障がい福祉課が共同で実施。

②集団指導

障がい福祉課が実施。

③監査

実施なし

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

平成29年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

①障害福祉サービス等の質の確保と向上

②自立支援給付の適正化

③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

④市町村事業との整合性の確保

(6) 指導・監査結果の概要

①監査

実施なし

②実地指導

- ・事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、指摘事項の多い項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。
- ・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。
- ・平成17年度から取り組んだ利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、事業所全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。
- ・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

③集団指導

- ・障害福祉サービス事業等の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成29年度の主な指摘事項

○運営基準関係

- ・重要事項説明書の説明が不十分
- ・非常災害対策が不十分
- ・事故発生時の対応が不十分
- ・運営規程等の重要事項の施設内への掲示が不適當
- ・個別支援計画の作成が不十分
- ・運営規程等の内容が不十分
- ・苦情解決の取組が不十分

○介護給付費、訓練等給付費関係

- ・給付費の算定が不適當